

令和５年（行コ）第６号 公金支出金返還等請求控訴事件

控訴人 松崎光成 外４名

被控訴人 香川県知事 池田豊人

令和５年５月１１日

## 控 訴 理 由 書 ２

高松高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 作 花 知 志

第１ 香川県には憲法３２条の「裁判を受ける権利」の保障はないことについて

１ 原判決は、以下のとおり判示した（原判決１１頁以下）。

「１ 争点①（本件着手金の支払の違法性）について

（１）別件被告香川県が応訴し、訴訟代理人に訴訟委任したことについて

ア 原告らは、地方公共団体である香川県には、憲法３２条にいう裁判を受ける権利はないなどと主張するが、憲法３２条が法の支配を実現する上で不可欠の前提となる権利であり、地方公共団体も住民自治団体として権利義務の帰属主体としての法主体であることなどに鑑みると、地方公共団体に裁判を受ける権利が保障されないという主張には理由がなく、採用することはできない。」

２ これに対して、大阪高裁令和５年５月１０日判決（ふるさと納税訴訟）は、国と泉佐野市との訴訟について、以下のとおり判示した（甲７７）。

「国と地方公共団体を当事者とする紛争は、基本的に法律上の争訟にあらず、国会審議などの民主的な統制の対象とすることで解決すべきであり、本件は裁判所が裁判する権限はない。」

３ 仮に、本件訴訟の原判決が正当であれば、大阪高裁令和５年５月１０日判決においても、泉佐野市には憲法３２条により「裁判を受ける権利」が保障され

ており、国に対して泉佐野市の主張が正当か否かを裁判所において判断を受ける権利が認められていたはずである。

ところが、大阪高裁令和5年5月10日判決はそれを認めずに、それは国会審議などの民主的な統制の対象とすることで解決すべきだと判示したのである。つまり、「地方公共団体」には、憲法32条により「裁判を受ける権利」は保障されていないのである。

4 この大阪高裁令和5年5月10日判決の判示内容を前提とすると、「憲法32条が法の支配を実現する上で不可欠の前提となる権利であり、地方公共団体も住民自治団体として権利義務の帰属主体としての法主体であることなどに鑑みると、地方公共団体に裁判を受ける権利が保障されないという主張には理由がなく、採用することはできない。」という、本件訴訟の原判決の判示内容が違法であることは明白である。

5 それに対して、被控訴人の準備書面(1)の2頁には、「したがって、別訴被告(香川県)は、憲法32条により、訴訟の目的たる権利関係について裁判を受ける権利を保障されているところであり、別訴被告(香川県)は、上記権利を実効的に行使するため、(……3弁護士)に依頼したものである。」「すなわち、別訴被告(香川県)が別訴3名代理人に対し、(本件着手金)を支払ったのは、上記憲法上の権利を行使するための必要な経費であり、」と明記されている。

また、被控訴人の準備書面(2)の3頁には、「別訴被告(香川県)は、別訴訟において、上記法定的見解を主張するために、憲法32条の保障するところに従い、別訴3名代理人に訴訟遂行を委任し、所要の弁護士費用を支出しているところである。」と明記されている。

すると、香川県には「憲法が保障する基本的人権」についての誤解があったことは明白である。その結果、本件着手金の支払(本件着手金の算定及び支払)や本件報酬金の支払の合意(本件報酬金の算定及び支払の合意)が、「憲法が

保障する基本的人権」についての誤解に基づき、誤った憲法解釈に基づいて行われたことを如実に物語っている。

香川県は、自らは人権享有主体ではないのに、人権享有主体であるとして公金（税金）を用いて本件着手金の支出を行い（本件着手金の算定及び支払）、また本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）をしたのであるから、その支出や合意が違憲であることは明白である。

本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）は、憲法３２条及び憲法９９条に違反した違憲のものである以上、憲法９８条１項により「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定されているのであるから、香川県による本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）が無効（「その効力を有しない。」）ことも明白である。

また同時に、本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）が、地方財政法４条１項が規定する「地方公共団体の経費は、その目的を達成するため」の規定が当然の前提とする「憲法に違反しない目的」にも違反していることは明白である。

付言すると、香川県が「香川県には、憲法３２条により裁判を受ける権利が保障される。」と考えて、地方財政法４条１項が規定する「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」の規定により義務付けられた必要最小限度を越えて、本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）を行ったことも明白である。

以上